

長嶺地域コミュニティ協議会だより

「防火座談会」 特集号

発行日 平成 28 年 3 月 12 日 発行責任者 会長 水本直弥 編集・発行 広報部 平石三男

この広報誌は新潟市地域活動の補助金を受けて発行しました

ホームページアドレス:<http://minekomi.sakura.ne.jp>

ホームページ QR コード



寒い中お集まりいただきありがとうございます。暖かくなったり寒くなったりしてはいますが、皆さんどうか風邪などひかないようくれぐれも気を付けていただきたいと思います。

今日は防火座談会で御座います。お忙しいところ、沼垂消防署藤田さんにお出でいただきましてお話をいただきます。



安心安全部
加藤孝雄部長



各自自治町内会で防犯防火パトロールを行っています。隣近所の方々の防火防犯意識の向上につながります。地域での火災も無く少し安堵しているところですが、今頂いたパンフレットにもあるように住宅用火災警報器の取り付けが義務付けられていますので、まだ付けられていない方は必ず取り付けていただきたいと思います。



長嶺地域コミュニティ協議会
水本直弥会長

今晩は寒くなって参加者がどれくらい心配していたのですが、30名ほどお集まりいただきましてありがとうございます。寒くなると暖房器具を使いますので十分気を付けられないかもしれません。石油ストーブに給油する時や周りに燃える物があるかなど十分に注意して防火に努めていただきたいと思います。



中央消防署沼垂出張所
藤田消防隊

今日は住宅用火災警報器や A E D についてお話しさせていただきました。A E D は身近な家族の方が病気になるらるる意識が無くなられたような時に救急車が来るまで何もしないで待つというよりは蘇生処置を少しでもしていただければ、その方の社会の復帰率や救命率が上がるのが現実でありますので、怖いとか出来ないという事ではなく、救急隊が来るまで大事な家族を助けてやるという意味で皆さんから蘇生処置をやっていただきたいと思います。

去る 2 月 24 日 長嶺コミ協議室に於いて「防火座談会」が開催されました。講師に中央消防署沼垂出張所消防隊の藤田様からお出でいただきまして、「住宅用火災警報器」「A E D」についてお話しいただきました。寒い中 30 余名の参加者があり約 1 時間の座談会となりました。

住宅用火災警報器 設置はお済ですか？

平成 23 年 6 月 1 日から全ての住宅に設置が必要になりました。

未設置のご家庭は早急に設置を！！

設置場所

●必ず設置が必要

- ① 全ての寝室
- ② 2 階以上の階に寝室がある場合は階段にも設置が必要

煙を感知する方式の警報器の設置が必要です！



日頃の点検

- ①業者による点検は必要ありませんが、定期的に点検ボタンなどで自ら点検やお手入れを行いましょ。 (点検の目安は取扱説明書を確認しましょ。)
- ②電池交換の時期は、ピツ…ピツ…と音がなったり、ランプが点滅して機器が電池交換を知らせます。設置年月日を本体に明記するとともに、取扱説明書で確認しておきましょ。
- ③以下の場合には、作動テストを行ってください。

※作動テストは、「引きひも」または「警報停止(テスト)ボタン」で行います。

- 1 初めて取り付けるとき
- 2 電池交換を行ったとき
- 3 清掃等のお手入れを行ったとき
- 4 取り付け場所を変更したとき
- 5 3日以上、留守にしたとき

※ 異常がある場合は、お買い上げの販売店またはメーカーのお客様相談室等に相談してください。
※ 転倒や落下などの危険が伴いますので、安定した足場を確保して、作業を安全に行ってください。



火災を防ぐためには

- ・石油ストーブに給油する時はふたをしっかりと閉める
- ・放火を防ぐには家の周りに燃えやすい物を置かない
- ・電気コードは目に見える所に這わせる
- ・冷蔵庫の後ろのコンセントを時々清掃する